

## POPs 条約への加入について

平成14年8月30日に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs条約）の加入について閣議決定され、同日付けで加入書を国際連合事務総長に寄託した。

### 1. 条約の概要

環境中での残留性が高い12種類のPOPs（Persistent Organic Pollutants：残留性有機汚染物質）による地球環境汚染の防止のため、製造・使用の禁止又は制限、非意図的生成物質の排出削減、ストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理、これらの対策に関する国内実施計画の策定などを定めている。（別紙参照）

### 2. 経緯

1992年 6月	地球サミットのアジェンダ21で重要性の指摘
1997年 2月	UNEP管理理事会で条約化の決定
1998年 6月	政府間交渉会議の開始
2000年12月	第5回政府間交渉会議で条約案について合意
2001年 5月	外交会議（於ストックホルム）で条約の採択

### 3. 我が国の加入について

平成14年8月30日「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs条約）の加入について閣議決定され、本村芳行大使がニューヨークにて加入書を国際連合事務総長に寄託した。条約の発効には50ヶ国の締結が必要（9月4日現在で21ヶ国が締結）であるため、発効日は未定。

## ストックホルム条約（POPs 条約）の概要

### 背景

環境中での残留性が高いPCB、DDT、ダイオキシン等のPOPs（Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質）については、一部の国々の取組のみでは地球環境汚染の防止には不十分であり、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う必要から、2001年5月、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択された。

### 条約の概要

#### 1. 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

#### 2. 各国が講ずべき対策

製造、使用の原則禁止（アルドリル、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、PCB）及び原則制限（DDT）

非意図的生成物質の排出の削減（ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、PCB）

上記POPsを含有するストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理

これらの対策に関する国内実施計画の策定

その他の措置

- ・新規POPsの製造・使用を予防するための措置
- ・POPsに関する調査研究、モニタリング、情報公開、教育等
- ・途上国に対する技術・資金援助の実施

#### 3. 条約の発効

50ヶ国の締結により条約が発効

9月4日現在、21ヶ国（アイスランド、アラブ首長国連邦、オーストリア、オランダ、カナダ、大韓民国、サモア、スウェーデン、ドイツ、ナウル、日本、ノルウェー、フィジー、フィンランド、ベトナム、南アフリカ共和国、リベリア、ルワンダ、レソト、チェコ共和国、スロバキア）が締結済み